

マイナンバーの利用について

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



●個人番号欄、法人番号欄がある申告書等の税務関係書類には個人番号、法人番号の記載が必要です。

例えば、以下の書類には個人番号欄、法人番号欄が設けられています。
個人番号、法人番号の記載が必要となる時期は、書類の種類により異なります。

| 税金の種類 | 書類の区分 | 番号の記載開始時期 |
|----------------|-------|--------------------------------|
| 法人県民税 法人事業税 | 申告書 | 平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告書から |
| | 申請書 | 平成28年1月1日以後に提出する申請書から |
| 個人事業税 | 申告書 | 平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る申告書から |
| 県たばこ税 | 申告書 | 平成28年1月1日以後に開始する課税期間の申告書から |

●マイナンバー（個人番号）を記載した書類提出の際には、番号法の規定に基づき本人確認（個人番号の確認と身元の確認）を行います。

書類を提出する際には、以下の書類をお持ちください（法人番号には必要ありません）。
郵送の場合は、書類の写しが必要ですので、同封して送付してください。

| 個人番号の確認 | 身元(実在)の確認 |
|--|---|
| <p>うら面</p> <p>個人番号カードのみで確認できます</p> | <p>おもて面</p> |
| <p>通知カード</p> <p>又は 住民票の写し・住民票記載事項証明書(個人番号記載)</p> | <p>写真付きの本人確認書類</p> <p>運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 などのうち 1点</p> <p>写真付きの本人確認書類がない場合</p> <p>資格確認書、介護保険証、年金手帳 などのうち 2点</p> |